

令和元年神奈川県議会本会議 第3回定例会 防災警察常任委員会

令和元年12月9日

西村委員

今回の台風における避難所の課題に向けた県の取り組みについて伺います。

先ほど来、県避難所マニュアル策定指針に関する質問等も出てきました。県の役割、市町村の役割、それぞれにあるということを承知した上で、今回の台風では全国各地で避難所が開設をされました。全国を見なくとも、私の地元である川崎区は台風で初めて避難所を開設しまして、大変いろいろなお声をいただいている。想定をはるかに超える6,000名以上の人人が避難所を活用されて、その中には避難所ごとに対応が違ったという声もいただいているところです。

市町村の役割かもしれないが、今後もこういった避難所開設は想定に入れておかなければいけない。その中で、県はどのような役割を担っていけばよいのかということが見えればと思うのですが、台東区の避難所でホームレスの受け入れ拒否があった理由として、都民ではないからと言われたと報道がありました。避難所への避難は、住所地によって入所できないようなことはあるのでしょうか。

災害対策課長

住所地によって入所できないことがあるのかという御質問ですが、災害対策基本法におきまして、避難所に避難する対象については住民に決定していません。また、県が作成している避難所マニュアル策定指針でも、入所対象者として地域外から来て帰宅することが困難である者を掲げておりますので、県内に住所がない方でありますと、入所対象者であるとしてお示しをしているところです。

西村委員

答えは明確なのです、ところが、こういう報道があって、今度はこれがネットである意味炎上しました。今回の台東区の対応について、人道的でないと批判をされる声もあれば、現実的と賛成論を挙げられる方もいた。とても難しい判断だと思うのですが、ちなみに県内で同様の事態はあったのでしょうか。

災害対策課長

現在、市町村からの聞き取りですが、同様の事態は聞いておりません。

西村委員

とても難しい判断と申し上げました。密集した避難所の中でストレスをそれでなくとも感じている方々が、よりストレスを軽減した形で過ごしていただくという中で、どのような事案が考えられるか。それから、せっかく避難所まで来たのに入ることを拒絶されてしまった。これも問題であります。それを市町村に個々で判断をしろというのは簡単だろうが、何かしらお示しになる一つの方向性ということが必要なのではないかと思って質問させていただきました。

それと同じく、外国人の対応についても伺いたいと思います。台風の後、私も公明党神奈川県議団で箱根に行かせていただいて、幾つかの旅館の方に伺いました。箱根はすばらしいと思ったのが、台風が来るとわかった段階で、長らく観光業をなさっている方は、予約の人に全部電話を入れて、今回は御利用

になりませんように、お越しになりませんように、また日を改めて箱根にお越し下さいという連絡を入れたという話を聞いて、しっかりされていると思いました。それから、ホテルや旅館などいろいろなところで、外国人観光客の方に対しても早く安全な場所に、余り長く外を回らないようになさってくださいという案内も入れたとおっしゃっていましたが、それでも避難所を利用される外国人観光客の方がいらっしゃいました。

また、県内には、ことし1月現在で21万人を超える外国籍県民がお住まいです。言葉や文化が異なる人々が避難所では一定の配慮がないといけないのではないかと思うのですが、どういった対応が必要と考えていますか。

災害対策課長

外国人の避難者対応につきましては、特に母語が異なるなど日本語が不自由でいらっしゃる場合、情報の提供などが難しくなる面があります。そのため、県の避難所マニュアル策定指針では、外国人に配慮した対応といたしまして、例えばボランティアの協力のもとで可能な限り多様な言語、そしてやさしい日本語の活用、また平仮名や片仮名などの表記の工夫、そして絵や写真の掲示、スマートフォンの翻訳ソフトを用いた伝達方法の検討が必要としております。

そのほか、避難所運営委員会への参画、そして発災時の住民広報、地域の国際交流団体や日本語教室などとの連携についても検討が必要としております。

西村委員

これは観光危機管理として、国際文化観光・スポーツ常任委員会でも審議をされていると思うのですが、しっかり連携をとっていただいて、インバウンドを目指している本県ですので、くらし安全防災局も先頭に立って対策を進めてください。

さて、次に、先ほど質問が出ましたペットの対応です。これも委員会でいうなら厚生の問題になるのかもしれません、先ほど余り大きな事案は報告に出ていないという答弁があったかと思うのですが、そうかなと思って私は聞いていました。実は毎朝駅を変えて街頭演説をしているものですから、犬を連れている十何人のお散歩の人と友達なのです。この方々に聞くと、避難所を活用しなかった理由は、行ったが入れなかつたという人は1人だけだったのですが、ほかの方は、迷惑になるから行かなかつたという言い方をされるのです。

それからもう一つ、今になれば笑い話ですが、お父さんと犬だけ残して、子供とお母さんが避難所に行ったという報告をたくさん頂戴いたしました。ペットを連れていったらほかの人に嫌がられるのではないか、迷惑がかかるのではないかと思って声を上げていない方もいるのではないかと思います。

また、もう一つ、川崎市でいえば、高津区の男性が浸水によって命を落とされました。私も現場へ行ってきました。もちろんお亡くなりになつてはいるので、何で逃げなかつたのということは御本人にもう伺うことはできませんが、小型の犬を2頭飼つていらっしゃるのです。ウサギも2羽飼つていらっしゃった。ウサギ2羽と犬2匹を連れて避難所に行けたのかというと、これもまたペットのことを考えて控えたがゆえに、ともに命を落とすことになったのだとしたら、対策を考えなければいけない。ペットを家族と同様に思つておられる方がいらっしゃる一方、先ほど言ったように動物が苦手な方、アレルギーを持っている方、

いろいろな方がいらっしゃいます。対策を講じておく必要があると思うのですが、見解を伺います。

災害対策課長

災害時において、ペットは飼い主と同行避難することが原則となります。避難所ではさまざまな方が共同生活を営むこととなりますので、委員御指摘のとおり、ペットをめぐってトラブルが発生することがあります。そのため、ペットの取り扱いについて、平時から避難所ごとに受入可能なペットの種類、そして管理法、または飼い主の管理責任などの同行避難のルールを決めておくことが必要です。

また、飼い主においては、同行避難したペットが避難所に円滑に受け入れられるよう、ワクチンの接種などの健康管理を行い、むやみにほえないなどのしつけを日ごろから行っていただくことも必要と考えております。

西村委員

ペットも同行で避難をして、学校などに逃げたら、校庭の隅っこにケージとかを置いて、そこにペットのエリアをつくりましょうとよく避難所運営でなっています。これは地震の想定なのです。浸水してきたら、校庭にペットを置けないわけです。それで帰られた方もいらっしゃいました。玄関につないでおいてくれと言われて、万が一のときにどうするのだということで、御自宅に帰られた方もいました。川崎区の例で恐縮ですが、学校、避難所によって対応が全部違いました。2階に1室を設けてケージを幾つか確保して、そこに飼い主さんも入りたい人は入っていいですという、どちらかというとペット寄りな避難所開設をしたところもあれば、どういうわけか校庭の隅っこのほうに、それこそ地震の想定と同じようなことをやろうとしたところ、ペットはできれば控えてくださいと断ってしまったところ、いろいろなところがありました。

県として、ペットの避難に関して災害時の避難所の開設主体である市町村に対する普及や訓練の実施について、どのように取り組んでいるのでしょうか。

災害対策課長

避難所マニュアル策定指針の中でペット対策の項目を設けまして、ペットの飼育スペースの設置や管理について記載をするとともに、例として避難所ペット登録台帳や避難所におけるペットの飼育ルール広報文の例を紹介して、市町村への普及を図っております。

また、訓練につきましては、毎年度市町村に対して通知をしております訓練指針の中でも、ペットの同行避難を位置づけて、市町村の訓練の促進に努めているところです。

西村委員

ぜひその視点の中にいま一度浸水も想定に入っているかどうかということを見ていただきたいと思いますが、ペット避難に係る決まり事については、飼い主である県民の方に普及啓発していく必要があると思いますが、くらし安全防災局が主体となって実施する訓練などでの取り組みについて伺います。

災害対策課長

避難所におけるペット対策については、実践的な訓練も必要ですので、こし伊勢原で実施をいたしましたビッグレスキューカナガの訓練項目として、

今年度初めて避難所設置運営訓練の中で、地元の獣医師会の御協力をいただいてペット対策の訓練を行いました。

また、当日は健康医療局もブースを設置いたしまして、ペットの同行避難を含めたペットの災害対策について啓発を行ったところです。

西村委員

避難所に避難をされてきた方が、例えばその人の見た目で追い返されることがないように対応すること、あるいは、ペットについても、人によって好きや嫌い、アレルギーなど、いろいろな課題があることを承知しておりますが、同行避難者にとっては家族と同じ大切な存在だということを聞き取りさせていただいて、本当に実感をしました。避難所の設置運営は市町村の役割だと承知をしておりますが、今後、県としてどのような支援に取り組んでいこうと思うのか、見解を伺います。

災害対策課長

避難所の運営に当たっては、避難された方一人一人の人権に配慮をするとともに、要配慮者の方の個別の状況に応じた対応、また外国人への対応、避難生活が長期化した場合の時間軸に応じた対応が必要と考えております。

また、ペットについては、飼い主だけではなく、ペットを飼わない人にもペットの同行避難などの災害対策について理解していただくことが重要と認識をしております。

これまでの災害から得た教訓を踏まえて、避難された方々同士の相互理解、さらには避難所運営にかかる人との相互理解を深めていただき、それぞれの地域の実情に沿った避難所の運営体制が構築されるように、市町村と連携して取り組んでいきます。

西村委員

先ほどの川崎区の避難をされた方、6,000人を超えていましたと話をしました。川崎市でいうと、避難された方、過去最高の3万3,000人を超えたと伺っています。そんな中で、もう避難所がいっぱいになってしまったという話も伺いましたが、まだまだ津波避難施設が例えば高潮浸水避難施設とは指定をされていないなど、いろいろなことがありますので、先ほどのペットのお話もそうですが、地震想定は結構進んできているのですが、高潮浸水も想定の中にしっかりと入れていただきたいということが一つ。

それから、もう一つ、10月25日に都道府県の防災担当あるいは男女共同参画担当、母子保健担当の皆さんに対して、災害時における授乳の支援並びに母子に必要となる物資の備蓄及び活用についてという事務連絡が通達、発出をされたと思います。これはあえて申し上げるが、これまで予算委員会や本会議でも取り上げました液体ミルクについて、都道府県に対してしっかりと後押しをして、備蓄として整えるようにという概略で、通達が出ておりました。またその中では、私が提案をさせていただいたローリングストックも市町村の事業なのですが、都道府県におかれましては、各管内市町村に対し広く周知をいただきますようにと出していました。今回、相当数の避難所は、特に千葉県では水に御苦労されまして、液体ミルクの活用が広がったようです。また、今言ったローリングストックは、懸念をされていた通称WHOコード、母乳育児推奨のための

人工ミルクの販売流通の規制を緩く考えられる国も通達でありますので、しっかりと県として市町村をサポートし、あるいは県が率先をして取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

もう一つが、羽田空港の飛行ルート変更に伴う石油コンビナートの安全対策について、神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正の考え方について御報告ましたが、国が羽田空港など首都圏の空港の機能強化を打ち出しました。国際競争力の強化、あるいは海外からの観光客の増加などを目指しているわけです。国際便を増便するということですが、これに伴って、一定の条件下で川崎市の石油コンビナート地域上空を航空機が飛行することになるわけです。私のものと地元ですので、石油コンビナート地域上空を航空機が飛行するとなると、落下物などによる被害が出るのではないかといった危惧する声が寄せられています。また、さきの台風では、高潮により横浜市金沢区の臨海部でも浸水が起きました。石油コンビナートの高潮からの安全対策についても伺いますが、まず確認のために、航空機が石油コンビナートの上空を飛行する条件は何なのでしょうか。また、その条件がそろったときに、どのぐらいの頻度で航空機が石油コンビナート上空を飛行することになるのでしょうか。

工業保安課長

国の公表資料によると、コンビナート上空を通過する飛行ルートを使用することになるには、南風の場合の離陸時で国際線の集中する午後の時間帯のうち実質3時間程度とされております。その場合におきまして、1時間当たり20便程度がコンビナート上空を通過する飛行ルートを使用することになる模様です。なお、午後の時間帯で南風運用となるケースは全体の約4割で、北風運用が全体の6割と聞いています。

西村委員

さて、コンビナートの上空を飛行すると、落下物が落ちてくる危険があると思うのですが、どのぐらいの頻度で落下物事故は起きるものなのでしょうか。

工業保安課長

国の公表資料によると、平成20年度から平成29年度までの過去10年間の全国での発生件数は21件となっています。このうち、成田空港周辺が20件で、内訳としては部品15件、氷塊5件となっています。次いで、関西空港周辺が1件で、羽田空港周辺ではゼロ件となっておりました。

西村委員

成田の場合は陸地で、あとは海ですから、落ちてもわからなかつたということも言えるのではないかと思うのですが、落下物が発生しないように、国ではどのような対策を行っているのでしょうか。

工業保安課長

国としてはまず未然防止対策の徹底を図ることとし、落下物防止対策の義務化を行いました。具体的には、平成30年9月に落下物防止対策基準を策定し、平成31年1月に国内の航空会社に、平成31年3月には日本に乗り入れる外国航空会社にも基準の適用を開始しております。また、外国機に対する駐機中の機体チェックの強化も図っており、羽田空港では平成31年3月から運用が開始されています。さらに、航空会社に対する対策事例の周知や、部品欠落の報告

制度の拡充にも取り組んでいると聞いています。

西村委員

とはいって、落下物が起こる確率はゼロではないと思います。落下物によって石油コンビナート地域に例えれば火災などの被害が発生した場合、どのように対応するのでしょうか。

工業保安課長

コンビナート地域で発生した火災等に対しては、石油コンビナート等防災計画に従って対応していくことになります。火災等を発見した事業者は、直ちに119番通報を行います。通報を受けた市消防から県、国及び関係機関へ通報を行いますが、その通報連絡体制は現に構築済みでして、本県においても24時間体制で緊急通報に備えております。

応急対策につきましては、被害内容にもよりますが、一般的には事業者は直ちに自衛消防組織による措置をとり、並行して公設消防が出動することになります。さらに、必要に応じて事業者等により構成される共同防災組織が出動する体制も整っており、万一発災した際の応急体制については十分整備されているものと考えています。

西村委員

情報収集についてはどういった体制でどう対応をされているのでしょうか。

工業保安課長

落下物に関する情報は、基本的に国に集約される体制となっています。まず、落下物が発見された場合には、一般的な一次通報先である警察等からの通報により、国土交通省に情報が入り、必要に応じて国の職員が調査を行うことになっています。また、必ずしも落下物というわけではありませんが、航空機の整備等で一定規模以上の部品の欠落が見つかった場合には、航空会社は国土交通省への報告を義務づけられております。

なお、これらの情報につきましては、今後ホームページなどにより情報提供されると聞いています。

西村委員

事実確認させていただきました。

では、高潮対策なのですが、石油コンビナート地域ではどの程度の浸水を想定されていますか。

工業保安課長

神奈川県県土整備局の策定いたしました高潮想定区域図によりますと、本県のコンビナート区域における高潮による最大浸水深はおおむね3メートル以下となっております。なお、類似の事象であります津波の浸水想定では、コンビナート地域における最大浸水深は3メートル以下程度と想定しておりますことから、おおむね同レベルの事象ではないかと考えています。

西村委員

石油コンビナートでは、どのような高潮対策を考えいらっしゃるのでしょうか。

工業保安課長

基本的には、想定される高潮の浸水深は、これまで検討してきた津波の浸水

想定と同程度であったことから、従前からコンビナート地域の各事業所に対して行ってきた津波対策の促進の働きかけと同様の指導を続けていきたいと考えております。

事前の対策といたしましては、個別の地点における詳細な浸水深の検討や、具体的の取り組みの立案などについては、個々の事業所に対し今後検討を行うよう指導していきます。

また、実際の高潮の発生に際しては、津波と異なり、あらかじめその発生が想定できますことから、その応急対策には準備の時間もとりますので、各事業所には気象情報等を早めに収集してもらい、必要に応じて警戒体制に移行するなど、必要な対策を講じるよう指導していきます。

西村委員

高潮対策については、従来計画に記載がなかったので心配をしておりましたが、今伺ったら、津波の対策が大いに生かされると書いてあるので、禁水性物質の浸水対策も、とても気になっていて、水が入ってしまったらどうなるのだろうということを気についていたのですが、これが津波対策でやっている分が高潮対策でも生きてきますと理解をさせていただきました。

とはいっても、これで完全ということがないのが安全対策です。本日は落下物、それから高潮対策について、伺わせていただきましたが、起こり得る災害に的確に対応できるよう、引き続き努めていただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。